

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、
役場各課の直通番号です。

募集

- ◆公募人員 認定こども園保育教諭(正職員)1名
- ◆採用日 令和2年9月1日
- ◆応募資格および採用条件
 - (1)昭和44年9月2日以降に生まれた方
 - (2)幼稚園教諭免許状および保育士資格を有している方、または令和2年8月31日までに取得予定の方
 - (3)普通自動車運転免許を所持している方、または令和2年8月31日までに取得見込みの方
 - (4)次のいずれにも該当しない方
 - ①日本国籍を有しない方 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ◆試験内容 ①幼稚園教諭教養試験 ②性格検査 ③論文試験 ④面接試験
- ◆試験日時 8月2日(日) 9時30分から
- ◆試験会場 上士幌町山村開発センター 第2研修室
(河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地)

上士幌町職員募集

認定こども園保育教諭(正職員)

◆受験手続

(1)受験申込書
次の書類を提出してください。①および②は町指定様式のため、町ホームページからダウンロードまたは総務課職員担当まで請求してください。

- ①履歴書(指定様式)
- ②身上調査(指定様式)
- ③幼稚園教諭免許状および保育士証の写し
- ④普通自動車運転免許証の写し

※幼稚園教諭免許の有効期限または更新講習修了確認期限のどちらかを履歴書に記載願います。

- (2)申込期限 7月16日(木) 17時15分必着
- (3)受験申込書類の請求および提出先
上士幌町役場総務課職員担当(☎01564-2-2111)
〒080-1492
北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当(☎2-2111)まで



催し

ソーセージを作つてみませんか?
農業技術センターでは、食品加工に興味はあるけど、技術センターの利用方法がわからない、一人では利用しづらい…といった方を対象に、食品加工研修会を行っています。パリット・ジュー・シーナー手作りソーセージをぜひ味わってみてください。

- ◆申込期限 30分以内です。
- ◆日時 7月27日(月) 10時~12時
- ◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。
- ◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。
- ◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員 町顧問弁護士による町民向け無料法的解決が必要な事項について、弁護士が無料で相談に応じます。

◆お申込みの際に、おおまかな相談内容をお伺いいたします。

◆申込期限 7月21日(火)まで

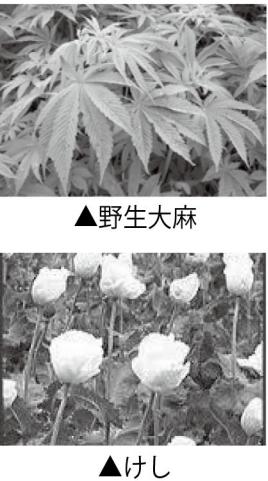
◆日時 7月27日(月) 10時~12時

◆場所 町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会です。

◆相談員

野生大麻・不正けし撲滅運動

6月1日から9月30日までの4ヶ月間、「野生大麻・不正けし撲滅運動」が実施されます。野生大麻を発見したらすぐに通報してください。



● 帯広警察署
上士幌駐在所 ☎ 2-2151

生活環境担当 ☎ 2-4294

※お問い合わせは、町民課生活環境担当 ☎ 2-4294まで

レジ袋有料化7月1日スタート

【レジ袋削減にご協力ください】
プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密封性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生

会計年度任用職員を募集します

【認定こども園臨時保育士等】

- ◆公募人数 2名
- ◆応募資格 次のいずれかの資格を有する方
 - ◆保育士資格 ◆幼稚園教諭免許 ◆保健師資格
 - ◆養護教諭資格 ◆小学校教諭免許
- ◆待遇 月給154,900円以上で前歴換算あり。社会保険・雇用保険加入。

【学童保育所支援員】

- ◆公募人数 1名
- ◆応募資格 次のいずれかの資格を有する方
 - ◆保育士資格 ◆社会福祉士資格
 - ◆幼稚園教諭免許 ◆教員免許
- ◆待遇 月給154,900円以上で前歴換算あり。社会保険・雇用保険加入。

◆雇用期間 令和2年8月1日～令和3年3月31日(更新有)

◆面接試験 応募者に後日通知します。

◆応募締切 7月3日(金)17時15分まで

◆提出書類 履歴書(総務課に問い合わせるか、町ホームページに掲載の履歴書をダウンロードし、所定の用紙を使用してください)

◆提出先 総務課 職員担当

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当(☎2-2111)まで

事業名	対象経費	補助金額
事業承継支援事業 (税制申請に係る事業)	①特例継承計画の作成経費 ②認定申請支援の大口経費 ③特例適用贈与申告書の作成経費 ④その他必要と認められる経費	2/3以内 限度額 50万円
事業承継支援事業 (株価評価等に係る事業)	①株価評価に係る経費 ②その他必要と認められる経費	1/2以内 限度額 50万円

交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保および環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っています。
皆さまもぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。
詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車を見かけたば、左記まで情報をお寄せ下さい。
※お問い合わせは、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口（国土交通省北海道運輸局帯広運輸支局 検査・整備・保安担当 ☎ 0155-33-3282）まで

全国安全週間

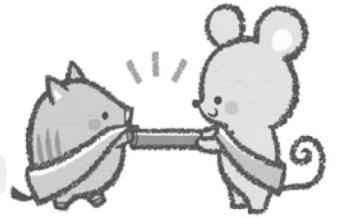
第93回全国安全週間が7月1日(水)から7日(火)まで実施されます。

この機会にそれぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、事業場での自主的な安全衛生管理を推進していくようお願いします。

【スローガン】
エイジフレンドリー職場へ！
みんなで改善 リスクの低減

※お問い合わせは、帯広労働基準監督署(☎0155-97-1244)まで

円滑な事業承継を支援します！ 上士幌町事業承継支援事業



◆事業概要

地場産業の振興や商店街の活性化、地域の雇用や地域活動の取り組みが失われることを防ぐため、上士幌町において円滑に事業承継を行う商業者等を支援します。

事業名	対象経費	補助金額
事業承継支援事業 (税制申請に係る事業)	①特例継承計画の作成経費 ②認定申請支援の大口経費 ③特例適用贈与申告書の作成経費 ④その他必要と認められる経費	2/3以内 限度額 50万円
事業承継支援事業 (株価評価等に係る事業)	①株価評価に係る経費 ②その他必要と認められる経費	1/2以内 限度額 50万円

※補助対象経費につき、地方公共団体または公共的団体から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除します。

◆対象者

町内で事業を営む中小企業者(個人事業者含む)で、事業承継を行う者で次に該当するもの

- ①町税を滞納していない者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

◆提出書類

上士幌町事業承継支援事業計画承認申請書、事業承継計画書、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、商工会窓口または町のホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

◆公募期間

6月1日(月)～令和3年1月29日(金)

※事業の承認には「上士幌町事業承継支援事業補助審査委員会」にて審査を受ける必要があります。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられています。これに違反すると整備命令の

の4つの原因で発生します。食品ロスを減少させるために、家庭では冷蔵庫の在庫確認、賞味期限の正しい理解、食品の有効活用を心がめましょう。外食では、食べきれる量を注文すること、宴会の開始時、終了時に食べきりの呼びかけをし、食べ残しを無いようにしましょう。持続可能な未来のために、「食べること」を今日の食事から見直してみませんか。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

【STOP!! 食品ロス】
食品ロスとは、まだ食べられるのに、捨ててしまっている食品のことです。日本では、年間約643万トンの食品が廃棄されており、これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた食糧援助量(2017年で年間約380万トン)の1.7倍に相当します。
食品ロスは、①買いすぎ、②過剰除去(食べられる部分を捨ててしまうこと)、③作りすぎ・食べ残し、④期限切れ

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娛樂の道具としても認識されており、さまざまな部品等が販売されています。しかししながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け③タイヤ、ホイールの車体(フender)外へのみ出し④基準外ワインガ(エア・スピヨフ)の取り付け⑤マフラーの切断・取り外しましたは基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることがあります。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられています。これに違反すると整備命令の

♥後期高齢者医療に加入されている方へ

7月に保険料額をお知らせします

■保険料の計算方法(令和2年度)

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得-33万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	--	---	---

- 1年間の保険料の上限額は、令和2年度は64万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除など)を引いたものです。

■保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

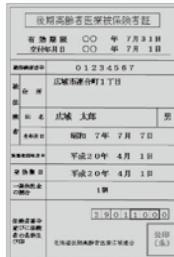
対象者の所得用件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	元年度	2年度	3年度
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし(年金収入の場合80万円以下) 33万円以下	7割	8割	7割	
33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)以下	8.5割	7.75割	7割	
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)以下	5割	5割		
	2割	2割		

※令和2年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

※令和2年度から、軽減特例見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、8割軽減から7割軽減に変更になりました。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

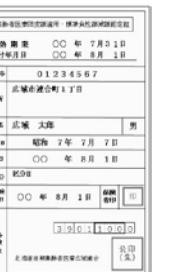
- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかかるまで、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります(52,048円→26,024円)。



保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

→新しい保険証は“水色”です



減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が令和2年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証をご使用ください。

●減額認定証の交付対象 … 次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分	要件
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

→新しい減額認定証
および限度証は
“黄色”です



●限度証の交付対象 … 次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

商品開発プロジェクトチーム メンバー募集!

地元の食材を活用した『食事メニュー』、お土産物などの『加工品』など、今まで上士幌になかった新しいモノ・コトを商品化するプロジェクトメンバーを今年度も募集致します。みんなで話し合いながら一緒に新商品を創りませんか。

応募資格	上士幌町民であればなたでも
内容	上士幌町の素材を活かした商品開発を行います。農畜産物の特産品、体験型観光商品などを検討します。
活動回数	月4回程度(その他個別ミーティングを予定)
応募方法	電話、FAX、電子メールにて受付します。
応募締切	令和2年7月10日(金)
お問い合わせ (応募先)	商工観光課商工担当 ☎2-4291/FAX 2-4637 E-mail:youkoukankouka@town.kamishihoro.hokkaido.jp



観光業・商工業関連事業者の
観光客受入環境整備を支援します!

無料公衆無線LAN環境整備事業

観光業・商工業関連事業者が無料公衆無線LANの整備を行うことで、観光客の受入環境を整え、観光業・商工業の振興および本町の発展に寄与することを目的とし、それに要する経費を支援します。

◆事業概要

事業名	対象経費	補助金額
無料公衆無線LAN環境整備事業 (屋内)	事業者が行う、観光客を受け入れるための、 屋内の無料無線LAN環境の整備 に要する経費	1/2以内 限度額 10万円
無料公衆無線LAN環境整備事業 (屋外)	事業者が行う、観光客を受け入れるための、 屋外の無料無線LAN環境の整備 に要する経費	2/3以内 限度額 20万円

◆対象者

町内に事業所を有する法人または町内に住所を有する個人事業主のうち、次の(1)~(5)のいずれかに該当し、かつ①と②に該当する事業者

- (1)町内で飲食業を営業している事業者
- (2)町内でホテル、旅館等宿泊可能な施設を営業している事業者
- (3)町内で、バス、ハイヤー、レンタカー業などを営業している事業者
- (4)町内で観光振興事業に取り組む事業者
- (5)その他町長が必要と認める事業者
 - ①町税を滞納していない者
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

◆提出書類

上士幌町補助金等交付申請書、事業内容が分かる見積書の写し等、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、役場2階商工観光課窓口または町のホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

◆公募期間

6月1日(月)~令和3年1月29日(金)

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで

国民年金インフォメーション



妊婦さんにお知らせ

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産する際、産前産後の国民年金保険料が免除される制度があります。

産前産後の免除期間中、保険料は納付したものとして扱われ、将来の老齢基礎年金受給額は減額されません。

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
※国民年金第1号被保険者とは、日本国内在住の20歳以上60歳未満の

自営業者(農業を含む)・学生および無職の方とその配偶者(厚生年金や共済組合に加入しておらず、第3号被保険者でない方)のこと

【免除期間】

出産予定日または出産が属する月の前月から4ヶ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間)

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産で、死産・流産・早産された方を含む)

【お問い合わせ先】

◆帯広年金事務所国民年金課 ☎0155-25-8113

◆町民課年金担当 ☎2-4294

【申請方法】

出産予定日の6ヶ月前から提出可能です。役場窓口でお手続きできます。

※出産前に申請時には母子手帳等の出産予定日が確認できる書類をご持参ください。

※出産後の申請時には、状況に応じて必要な書類が異なりますので、下記までお問い合わせください。



▶お知らせ
リーフレット

♠熱中症に気を付けましょう

熱中症とは高温の環境で、体内的水分や塩分のバランスが崩れることや、体温調節機能がうまく働かず起こる症状です。新型コロナウイルス感染症予防策として、マスク着用を継続している状況ですが、高温多湿の中では熱中症になる危険性があります。

次の事項に注意し、熱中症を予防してください。

- ①屋外で十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクを外す。
- ②服装は通気性が良く、吸湿・速乾素材の衣類を活用する。
- ③マスクを着用している場合は強い負荷の作業や運動は避け、水分・塩分をこまめに補給する。

♥上士幌消防署のFacebookを開設しました

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

上士幌消防署FacebookQRコード▶



火の用心

【本年の出動状況】5月31日現在の出動件数
◆火災出動 2件(うち5月1件)
◆救急出動 98件(うち5月20件)
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで

新型コロナウイルス感染症流行時の避難訓練について

防火管理者の方は、消防訓練を延期するかどうかについて、各事業所で判断してください。

防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要であり、実施する際は消防署に通知して下さい。避難訓練を延期せずに実行する場合は、感染拡大防止対策を徹底して実施してください。

※お問い合わせは、予防係(☎2-2519)まで



7月10日 いのち 生命を大切にする日

上士幌町では、平成11年7月におきた福祉バス事故を教訓に、毎年7月10日を「生命(いのち)を大切にする日」として、『生命(いのち)』の尊さを家庭や職場で見つめ直していただく日としています。

昨今の社会情勢を見るとき、『生命(いのち)』に関わる危険や恐ろしさは、交通事故ばかりでなく、災害や犯罪など身近な日常生活においても増すばかりです。また、悩み事や心身の病気を苦に自ら命を絶つことも多くなっています。このような状況の中、この町のすべての方が、お互いに敬い合い、助け合い、譲り合うことによって大切な『生命(いのち)』が守られ、安全で安心した暮らしができるようにしなければなりません。

各ご家庭でも、どんな小さなところからでも構いません。『生命(いのち)』の重さや尊さを改めて確認しあう日にしていただきますよう、お願ひ申し上げます。

上士幌町

北海道広報 7月17日は「道みんの日」です

1869年、北海道の名付け親とされる松浦武四郎氏が、明治政府「北加伊道」という名称を提案した7月17日は「北海道みんなの日」、愛称「道みんの日」です。この日をきっかけに、北海道に愛着や誇りを持っていただき、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。



◆貸出場所	◆貸出時間	◆貸出期間
◇道の駅かみしほろ、交通ターミナル(☎7-7200)	9時~16時	6月11日(木)~11月1日(日)
◇ひがし大雪自然館(☎7-7323)	9時~16時30分まで	6月11日(木)~11月1日(日)
◆道の駅かみしほろ(☎7-7222)	9時~16時30分まで	6月11日(木)~11月1日(日)

◆乗り捨てサービス	◆1台につき1000円(車種問わず)	◆1日貸(7.5h) 9:00~16:30	連泊貸(2日目からの料金) ※1日目は左記1日貸料金
クロスバイク・シティサイクル	300円	1,500円	1日につき800円
電動アシスト付クロスバイク	500円	3,000円	1日につき1,500円
電動アシスト付シティサイクル	400円	2,000円	1日につき1,000円
ファットバイク	500円	3,000円	1日につき1,500円
キッズサイクル	100円	500円	1日につき300円
上士幌町民割	一般料金と同額	連泊料金	一般料金と同額
乗り捨て料金 (全車種1回1台一律)	1,000円	道の駅かみしほろ ⇒ ひがし大雪自然館 ※交通ターミナル非対応	レンタサイクルご利用のお客様のみ対応 ※町民割は無し

レンタサイクルが
始まりました

貸出料金について